

文例（未成年後見人の指定・未成年後見監督人の指定）

第〇条 遺言者は、未成年者である長男〇〇〇〇（生年月日）の未成年後見人として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

第〇条 遺言者は、前条の未成年者の後見監督人として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・
職 業 〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

｜未成年後見人

未成年者には親権者（例えば子の財産を管理したり、教育したり、保護したりする者）が必ず必要です。親権を行う者がいなくなる場合には、最後に親権を行う者は、遺言で未成年後見人を指定することができます。未成年後見人は1人に限られ、法定の欠格事由がある者は後見人になることができません。遺言によって、未成年後見人が指定されていない場合は、親族等の請求により家庭裁判所が選任することになります。

未成年後見人には親権者と同様の権利義務が与えられますので、人選には慎重を期しましょう。なお、未成年後見人に指定された者には、拒否する権利もありますので、一番信頼できる人に確実に後見人になってもらえるように、事前に依頼しておきましょう。

｜未成年後見監督人

また、未成年後見人の事務を監督する未成年後見監督人を遺言で指定することもできます。後見監督人は複数人でも差し支えありませんが、法定の欠格事由がある者および後見人の近い親族は後見監督人になることができません。なお、後見監督人に指定された者には、未成年後見人と同様に、拒否する権利もありますので、事前に依頼しておきましょう。